

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲斐市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務を行うために「国民年金システム」を使用している。
- ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持に係る条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。
- ・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの操作権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。

評価実施機関名

甲斐市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	・国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく法定受託事務(国民年金にかかる資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告 等) ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民年金被保険者の資格得喪等の届出事務 ②保険料免除・納付猶予等申請の受付事務 ③裁定請求事務 ④年金生活者支援給付金に関する事務
③システムの名称	国民年金システム、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の46項、128項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険課
②所属長の役職名	市民生活部 保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1661(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 保険課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1665(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	・特定個人情報を含む届出書等の受付、保管及び廃棄等において人手を介在する局面があるが、受付・入力等処理後は直ちに共同の場所へ置き、業務終了後には施錠できるロッカーに保管している。その後は書類整理した上で、入室管理された書庫へ保存している。また、廃棄の際には、特定個人情報を含む書類については、ほかの廃棄書類とは別に総務課へ申し出を行い、適切に廃棄している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・甲斐市情報セキュリティ対策基準を遵守し、情報漏えい等を防ぐための物理的安全管理措置・技術的安全管理措置等を講じている。具体的には、窓口で記入された個人情報等を含む書類の保管については施錠できるロッカーへ入れている。また、保存の際には入室管理された書庫に置いている。特定個人情報を含む書類等の廃棄の際には、複数人で確認のうえ総務課に申し出て、ほかの書類等とは別に廃棄処理を行っている。また国民年金システム等の利用権限については、業務に必要な権限に限定している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	特記事項	・本事務を行うために「国民年金システム」を使用している。	・本事務を行うために「国民年金システム」を使用している。	事後	
平成29年3月13日	I. 1. ②事務の概要中	国民年金法に基づく	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく	事後	
平成29年3月13日	I. 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項 ※主務省令未制定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律	事後	
平成29年3月13日	I. 5. ②所属長	市民部 保険課長 安藤 佳俊	市民部 保険課長 加藤 文雄	事後	
平成29年3月13日	I. 7. 請求先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-276-1661(直通)	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1661(直通)	事後	
平成29年3月13日	II. 1. いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年3月13日	II. 2. いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	I. 5. ②所属長の役職名	市民部 保険課長 加藤 文雄	市民部 保険課長	事後	
令和1年6月20日	II. 1. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	II. 2. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	IV.リスク対策				
令和2年3月17日	評価の再実施				5年経過による評価の再実施
令和2年3月17日	II. 1. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年3月17日 時点	事後	5年経過による評価の再実施
令和2年3月17日	II. 2. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年3月17日 時点	事後	5年経過による評価の再実施
令和7年4月1日	I. 1. ②事務の概要	・国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく法定受託事務(国民年金にかかる資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等) ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民年金被保険者の資格得喪等の届出事務 ②保険料免除・納付猶予等申請の受付事務 ③裁定請求事務	・国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく法定受託事務(国民年金にかかる資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等) ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民年金被保険者の資格得喪等の届出事務 ②保険料免除・納付猶予等申請の受付事務 ③裁定請求事務 ④年金生活者支援給付金に関する事務	事後	5年経過による評価の再実施
令和7年4月1日	I. 3. 法令上の根拠中	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 31項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の46項、128項	事後	
令和7年4月1日	I. 5. ①部署	市民部 保険課	市民生活部 保険課	事後	
令和7年4月1日	I. 5. ②所属長の役職名	市民部 保険課	市民生活部 保険課長	事後	
令和7年4月1日	I. 8. 連絡先	市民部 保険課	市民生活部 保険課	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報		9.規則第9条第2項の適用	事後	
令和7年4月1日	II. 1. いつ時点の計数か	令和2年3月17日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	II. 2. いつ時点の計数か	令和2年3月17日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	IV.リスク対策		8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	